

安全テキスト (抜粋)

2026年4月

◎緊急時の対応 (地震時の対応は冊子 駒場の学生生活 内の『地震が発生したとき』を参照)

	すべきこと	連絡先	電話番号	内容(例)
病 気 け が	1. (機器故障等による事故の場合は) スイッチを切る. 2. 人を呼ぶ. 3. 応急処置をする. 出血: 手ぬぐいでしぼる. 気絶: 人工呼吸を施す. 4. 右の連絡をする. (おちついて深呼吸) <u>守衛室への連絡を忘れない</u> 5. 軽傷ならば けが人を病院の救急受付へ連れていく.	① 保健センター	03 (5454) 6831	教養学部の_____が_____を負傷したので連れていきます.
		② 消防署 (救急車を呼ぶ場合)	119	東大の駒場Ⅰキャンパスにある教養学部__号館__階__号室で負傷者(病人)が出たので救急車をたのみます. 住所は目黒区駒場 3-8-1 です. 私は_____です.
		③ 守衛室	03 (5454) 6666	教養学部__号館__階__号室で負傷者ができました. 救急車を頼んだので案内を頼みます.
火 災	1. 大声で周囲に知らせ人を呼ぶ. 2. スイッチを切る、ガス栓を閉じる. 3. 火災報知器ボタンを押す(ベルが鳴り、消火栓ポンプが始動する) 4. 右の連絡をする. (おちついて深呼吸) <u>守衛室への連絡を忘れない</u> 5. 可能な範囲で初期消火に努める. 大きい火災なら避難する. 注) 鎮火の確認及び出火原因の特定を消防署が行うため、清掃や片付けはせず現場保存する.	① 消防署	119	東大の駒場Ⅰキャンパスにある教養学部__号館__階__号室で火災が起ったので消防車を頼みます. 住所は目黒区駒場 3-8-1 です. 私は_____です.
		② 守衛室	03 (5454) 6666	教養学部__号館__階__号室で火災が起りました. 消防車がくるので案内を頼みます.
ト ラ ブ ル ・ 犯 罪	トラブル・犯罪等の内容を右記に連絡する. <u>守衛室への連絡を忘れない</u>	① 守衛室	03 (5454) 6666	教養学部の_____で_____を目撃しました.
		② 警察署 (警察を呼ぶ場合)	110	東京大学教養学部の_____で_____を目撃しました. 住所は目黒区駒場 3-8-1 です. 私は_____です.
報 告	緊急の場合は、状況に応じた適切な措置をしたのち、右記のいずれかに連絡する.	① 環境安全管理室 ② 守衛室	03 (5454) 4408 03 (5454) 6666	事故等の内容と、とった措置について報告.

◎共通の注意事項

- **緊急連絡先** : 家族（実家等）の連絡先に変更があった場合には教務課に届け出る。
- **避難路** : 避難場所、非常口、避難経路を確認しておく。
- **防災設備** : 消火器、火災報知器、消火栓、緊急シャワー等の設置場所、動作を確認しておく。



避難経路をあらかじめ確認しておく（2経路以上）



緊急シャワー（トイレに設置）



消火器は廊下に設置されている（部屋の中にある場合もある）



火災報知器と消火栓

学内施設使用時の注意事項

- 常に整理整頓をこころがける。
- 避難経路は2方向を確保し、物品等で塞いではならない。
- 電気器具の使用では使用電力量と配線・タップの耐電容量の大きさをよく検討し、過熱等が起きないように注意する。電源タップは消耗品であり、古いものは適宜更新する（3～5年が目安）。電気用品はPSEマーク（電気用品安全法適合）のついているものを使用し、危険な“たこ足配線”は避ける。
- 暖房器具は耐震性等問題のない器具を使用し、周囲に可燃物を置かない。
- 喫煙は定められた場所でのみ行う。
- 部屋を不在にする場合は施錠する。その際、室内の安全を確認する。
- 貸与を受けた鍵カードは他人に貸してはいけない。また、鍵カードを使用して建物等に入出入りするときは、見知らぬ者と一緒に入ってはならない。
- 廃棄物、廃薬品、廃液はルールに従い、適切に分類して排出する。

特に注意

自転車通学（学生支援課で登録手続きが必要）

- 交通規則を守って乗車する（ヘルメット着用努力義務、自転車損害賠償責任保険加入、左側通行、夜間灯火、二段階右折、携帯電話使用禁止、飲酒運転禁止等）。
- ハンドル等に掛けていた傘や手提げ袋などが、車輪に巻き込まれて転倒する事故が多発。
- 「自転車通行可」の標識のある歩道を自転車で通行するときには歩行者優先。

教養学部 環境安全管理室 101号館 2階 電話 03-5454-4408

e-mail : kankyo-anzen.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

教養学部の安全衛生に関する管理の統括・情報提供を行っています。
質問・相談等がある時は上記に連絡してください。

事故報告 事故やケガ、あるいは健康障害が発生した時には事故報告を提出する必要がありますので、緊急でない場合にも環境安全管理室に連絡してください。

巡視 環境安全管理室は事故・災害・環境汚染を未然に防止するために、法律で定められた巡視を行っています。学生施設にも産業医らが年一回立ち入り、安全状況の確認・指導を行います。